

項目	電安法に規定されている自主検査の外部委託について
1 内容	<p>当社（A社）は電気用品の設計及び製造を行っていますが、当該電気用品についての電安法第8条に基づく技術基準適合確認、自主検査及び検査記録の作成・保存は、B社に依頼することを計画しています。</p> <p>このような場合、B社が電安法上の製造事業者となりうるのでしょうか。また、製造事業者は当社（A社）であるとする、このような自主検査の外部委託（アウトソーシング）は可能でしょうか。</p> <p>なお、契約内容及び検査設備の現状は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社は電気用品に係る検査設備を保有していない。 ・ A社は委託契約を締結し、技術基準適合確認及び自主検査等のすべてをB社に依頼している。 ・ B社はA社の敷地内で、B社保有の検査設備により電気用品の検査を実施し、検査記録の作成・保存を行う。 ・ B社が検査設備の保守・点検等を行う。
2 回答	<p>電気用品の製造を行っているA社が電安法上の製造事業者となります。</p> <p>また、御質問のような内容による自主検査の外部委託は可能として取り扱っています。ただし、当該電気用品の製造、自主検査等についての電安法上の責任は、全てA社が負うこととなります。</p> <p>なお、この場合にあっても、これら法律上の義務の履行の責任はあくまでも届出製造事業者（A社）にあります。従ってA社は、B社が作成した検査記録を自社に保存しておき（コンピュータネットワークによる共有も可能です）、国（経済産業局）又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）等による電安法の立入検査があった場合には、当該電気用品の検査記録を直ちに呈示・表示できるようにするなど、技術基準適合確認の状況を説明できるようにしておくことが必要です。</p> <p>（理由）</p> <p>電安法第8条における技術基準適合確認及び検査の実施、検査記録の作成・保存については、原則、届出事業者（製造事業者又は輸入事業者）が行うこととされていますが、検査設備を有さない製造事業者及び輸入事業者の実態等を踏まえ、これらの外部委託を認めることとして取り扱っています。</p> <p>ただし、これらの法的責任はあくまでも電安法上の製造事業者及び輸入事業者にありますので、上記のような対応が必要となります。</p>